

半田市家庭系ごみ有料化に関するQ&A

Q 新しい指定ごみ袋は、どこで買うことができるのか？

A 新しい指定ごみ袋は、旧指定ごみ袋の販売と同様に、市が取扱店に指定したスーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアや小売店等で販売します。

Q 旧指定ごみ袋（黄色）を4月から使えなくなると残ってしまう。移行期間を設けるべきではないか。

A 有料化実施にあたり、新旧のごみ袋を一定期間併用できる期間を設ける自治体もありますが、新旧での負担に差が生じることとなります。半田市では、併用期間を設けず、有料化を実施する令和3年4月1日から新しい指定ごみ袋へ切り替えていただくこととしました。計画的な購入と利用をお願いいたします。また、残ってしまった旧指定ごみ袋（黄色）については、新しい指定ごみ袋または指定資源回収袋への交換対応を行います。

Q 旧指定ごみ袋の交換対応は、どこで行うのか？

A 旧指定ごみ袋の交換対応は、令和3年5月以降に、クリーンセンターのほか市役所や地区公民館等での実施を予定しています。詳細は改めて市報等でお知らせいたします。

Q 新しい指定ごみ袋は、4月1日より前には使用できないのか？

A ご使用いただけます。4月1日より前にごみステーションに新しい指定ごみ袋で出された場合でも収集いたします。

Q 4月1日以降に旧指定ごみ袋（黄色）でごみステーションに出されたごみはどうなるのか？

A 4月1日以降、旧指定ごみ袋（黄色）や指定ごみ袋以外の袋でごみステーションに出されたごみは、収集できない理由を明記したシールを貼付して残すことで周知を図ります。また、開封検査等で排出者が特定できる場合は、個別に適正排出の指導を行います。

市報やホームページ、SNS や動画配信等による情報提供により、正しいごみの排出について、市民の皆さまへの啓発に努めてまいります。

Q クリーンセンターへ持ち込むときに、ごみと資源を混載して運ぶとどうなるのか？

A クリーンセンターへ持ち込まれたごみについては、ごみの重量に応じた手数料を徴収します。資源の搬入は手数料がかからないため、令和3年4月からはごみを降ろす場所と資源を降ろす場所を区分します。スムーズに搬入できるよう、あらかじめごみと資源を分けて積載いただくようお願いいたします。

Q 紙おむつは、必ず透明袋で出さないといけないのか？

A 育児や介護で使用する紙おむつは、減らそうとしても減らすことができないことから有料化の対象外とし、透明袋でごみステーションに出していただくことも可能としますが、新しい指定ごみ袋（燃やせるごみ）に入れて出していただいても構いません。

Q ペット用のシートも、透明袋で出せないか？

A ペット用のシートやトイレシート等は、減免対象となりませんので、指定ごみ袋に入れて燃やせるごみとして出してください。

Q 生活困窮者や障がい者世帯への支援措置はないのか？

A 家庭系ごみ有料化にあたり、減免や支援措置について関係部署と協議し検討してまいりましたが、現在も指定ごみ袋を購入いただいていること、有料化による負担増加額は1か月あたり1人約100円と見込まれること、すべての市民の皆さまに平等にごみ減量に取り組んでいただきたいことから、特別の措置をとらないことといたしました。ご理解いただきますようお願いいたします。

Q ごみ袋の値段が上がると、不法投棄や野焼きが増えるのではないかと？

A 有料化の導入により懸念される不法投棄の防止対策としては、ごみステーションのパトロールや、監視カメラの設置を行ってまいります。また、法律で禁止されている野焼きについても、関係機関と協力して、情報の共有と迅速な対応を行ってまいります。

Q 自治区に加入していない人への有料化制度の周知はどうするのか？

A ひろく有料化制度の周知を図るため、市報やホームページのほか、ごみステーションへのポスター掲示や、指定ごみ袋取扱店でのポスター掲示、公共施設へのチラシ設置など、様々な方法で周知を図ってまいります。また、スマートフォンアプリやSNS、動画配信等も活用して幅広い世代への周知を行います。

Q 外国籍市民への有料化制度の周知はどうするのか？

A 有料化制度の周知ポスターを4か国語（英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語）で作成し、集合住宅や自治区等に配布して周知を図るほか、外国籍市民向けの制度説明会を開催してまいります。

Q 近隣の有料化の状況は？

A 知多地域ですでに有料化を実施している自治体は、東海市（平成7年12月から）、常滑市（平成24年10月から）、知多市（平成29年4月から）、東浦町（平成31年4月から）の4自治体です。また、南知多町、美浜町、武豊町、阿久比町も半田市と同様に、令和3年4月から有料化を実施します。

Q ごみ処理が広域化されると、どうなるのか？

A 半田市のごみ処理は、現在は半田市クリーンセンターで行っていますが、令和4年4月からは、武豊町に新たに建設される「知多南部広域環境センター」で、半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町から排出されるごみを一括処理することになります。

令和4年4月以降は、ごみの受入は「知多南部広域環境センター」で行います。半田市クリーンセンターではごみの受入は行いませんが、資源の受入拠点として使用していきます。なお、半田福祉ふれあいプール（温水プール）については、今後も引き続きご利用いただけます。

Q 事業系ごみの手数料は変わらないのか？

A 事業系ごみについても家庭系ごみと同様にごみ減量と資源化に取り組む必要があるため、クリーンセンターに事業系ごみを持ち込むときの手数を令和3年4月から次のとおり変更します。

（現在）10 kgまでごとに 150円

（令和3年4月1日から）10 kgまでごとに 200円